

被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。  
災害対策本部から町民の皆様へ下記のとおりお知らせします。

### 1. 一般電話回線開通に伴う町民問合せ用衛星携帯電話回線の廃止について

- 1 廃止する衛星携帯の電話番号  
080-1851-4911
- 2 各課の電話番号

課名	電話	担当業務
代表番号	0193-42-2111	
総務課	0193-42-8710	
災害復興室	0193-42-8714	
企画財政課	0193-42-8712	
税務会計課	0193-42-8711	罹災証明書の発行、所得証明、課税証明、 非課税証明、評価証明、公課証明、納税証明 営業証明、軽自動車現況届
町民課	0193-42-8713	戸籍謄本、抄本の交付、住民票の交付（2月末時点のもの） 転出、転入手続、印鑑登録、印鑑証明
クリーンセンター	0193-42-7570	
福祉課	0193-42-8715	義援金、被災者生活再建支援金
産業振興課	0193-42-8717	
地域整備課	0193-42-8719	仮設住宅の入居申込、瓦礫の処理
学務課	0193-42-6100	
生涯学習課	0193-42-2300	
水道事業所	0193-42-2035	

- 3 廃止の日  
平成23年5月9日（月）

### 2. 予防接種についてのお知らせ

下記の日程で実施します。対象となるお子さんは受けられますようお知らせします。

#### 【BCG予防接種】

日時 平成23年5月15日（日）  
午後2時～午後3時

対象者 生後3カ月以上6カ月未満

場所 中央公民館3階 視聴覚室

#### 【MRI期（麻しん・風しん）予防接種】

日時 平成23年5月30日（月）  
午後2時～3時

対象者 1歳～2歳未満

場所 中央公民館3階 視聴覚室

※予防接種の際に持参するもの

- ・母子健康手帳（流出等でお手元がない場合は会場でお渡しします。）
- ・予診表（お手元がない場合は会場で記入していただきます。）

### 3. 平成23年度各種がん検診について

このたびの「東日本大震災」により、今年度予定しておりました各種がん検診は、当面見合わせます。実施の際には広報等でお知らせいたしますので、ご迷惑をおかけしますが、ご了承くださいますようお願いいたします。

## 4. ボランティア医療従事者による被災者向けメール医療相談

病院に行きたくてもなかなか行けないなどお困りなこと、不安なことなど一人で悩まずにご相談ください。相談の仕方は下記のとおりです。

- ①info@311er.jpへ空メールを送信します。
- ②すぐに相談票が送られてくるので、その相談票に記入してメールで返信します。
- ③ボランティアの医師や医療者の方々が相談票を見て相談に応じてくれます。
- ④相談の返事が、直接メールに届きます。

## 5. 災害義援金・被災者生活再建支援金の申請受付を始めます

- 1 受付日時 5月9日(月)午前9時～  
(5月中は、土・日・祝日も開所します)
- 2 受付場所 大槌町役場仮庁舎 福祉課窓口
- 3 受付方法  
(1) 受付開始当初は申請者が殺到することが予想されますが、1日の処理量が限られていますので、当分の間、1日に100人のみの受付とします。ご理解とご協力をお願いします。  
(2) 午前8時30分に福祉課窓口で整理券を配布します。

### 4 申請のできる方

#### (1) 災害義援金

- ①死亡または行方不明者見舞金 対象者一人当たり 50万円  
※申請できる方は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母の順位  
(注) 行方不明者見舞金は、後日の申請となります。

#### ②住宅損壊等見舞金

- ア 居住している住宅が全壊または全焼 50万円
  - イ 居住している住宅が半壊または半焼 25万円
- ※アパート等の場合は住んでいた方が対象です。  
※申請できる方は世帯主となります。

#### (2) 被災者生活再建支援金

- ①住宅の程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

ア 居住している住宅が全壊	100万円
イ 居住している住宅が大規模半壊	50万円

※申請期限は、被災のあった日から13カ月となります。

#### ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

- ア 住宅を建設または購入する場合 200万円
- イ 住宅を補修する場合 100万円
- ウ 住宅を賃借する場合(公営住宅、社宅などを除く) 50万円

(注) 賃貸住宅の加算支援金を受給した後に、再建方法に変更が生じた場合は、再申請により差額分が支給されます。

なお、世帯員人数が1人の場合は、各該当金額の3/4となります。

※アパート等の場合は住んでいた方が対象者です。

※申請できる方は世帯主となります。(世帯主以外の申請の場合は理由を記入してもらいます)

※申請期限は、被災のあった日から37カ月となります。

### 5 添付書類

- (1) 災害義援金 住民票謄本、罹災証明書の写し、預金通帳の写し
- (2) 被災者生活再建支援金 住民票謄本、罹災証明書、預金通帳の写し

### 6 その他

遠方の方など来庁できない方は、郵送での申請も可能ですので、ご面倒をおかけしますが大槌町福祉課まで連絡をお願いします。申請書等を貴殿あてにお送りします。

(大槌町福祉課0193-42-8715)